

9-2
2-46

6
6
12

教育委員会法施行令の一部を修正する政令
内閣は、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第八十一条
但書の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。
教育委員会法施行令（昭和二十三年政令第二百三十九号）の一部を
次のように改正する。

才十四条を次のように改める。

才十四条 指導主事及び社会教育主事は、一級又は二級とし、社会教
育主事は、三級とする。

才十五条才一項中「教育委員会法に特別の定のあるものを除く外」
を削り、「事務局に」の下に「、教育長、指導主事、社会教育主事及
び社会教育主事補の外、」を加え、才四号を削り、同条才三項中「、
技師又は社会教育主事」を「又は技師」に、「三級とする。」を「三
級とする。上司の命を受け、事務又は技術をつかさどる。」に改め、
同条才四項及び才五項を削る。

才十七条から才十九条までを削る。

附則中才二十条但書を削り、同条を才十七条とする。
才二十一条を才十八条とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

教育公務員特例法及び社会教育法の一部改正により社会教育主事及
び社会教育主事補に関する制度が改められたのに伴いその法制につ
て所要の改正を行い、その他若干の規定について整備を加える必要が
あるからである。



天野 282